

国立大学法人京都大学教職員就業規則等新旧対照表

改正前	改正後
<p>国立大学法人京都大学教職員就業規則 (平成16年達示第70号)</p> <p>(前略)</p> <p>第5章 勤務時間、休日及び休暇等 (勤務時間、休日及び休暇等)</p> <p>第40条 (略)</p> <p>(後略)</p>	<p>第5章 勤務時間、休日及び休暇等 (勤務時間、休日及び休暇等)</p> <p>第40条 (同左)</p> <p>第5章の2 在宅勤務 (在宅勤務)</p> <p>第40条の2 教職員が在宅勤務(在宅勤務の実施事由に該当するものに限る。)を希望した場合において、業務その他の都合上支障がないと認めるとき又は甚大な自然災害若しくは重篤な感染症その他の重大な事件若しくは事故の発生により、教職員が大学に通勤することが困難な状況にある場合で、教職員の生命の危険回避及び大学の機能維持のため、特に必要であると認めるときには、教職員を在宅勤務に就かせることがある。</p> <p>2 教職員の在宅勤務に関する事項については、この規則に定めるもののほか、国立大学法人京都大学教職員の在宅勤務に関する規程(令和3年達示第61号)による。</p>
<p>国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則 (平成17年達示第37号)</p> <p>(前略)</p> <p>第5章 勤務時間、休日、休暇等</p> <p>第43条～第54条 (略)</p> <p>(後略)</p>	<p>第5章 勤務時間、休日、休暇等</p> <p>第43条～第54条 (同左)</p> <p>第5章の2 在宅勤務 (在宅勤務)</p> <p>第54条の2 有期雇用教職員が在宅勤務(在宅勤務の実施事由に該当するものに限る。)を希望した場合において、業務その他の都合上支障がないと認めるとき又は甚大な自然災害若しくは重篤な感染症その他の重大な事件若しくは事故の発生により、有期雇用教職員が大学に通勤することが困難な状況にある場合で、有期雇用教職員の生命の危険回避及び大学の機能維持のため、特に必要であると認めるときには、有期雇用教職員を在宅勤務に就かせることがある。</p> <p>2 有期雇用教職員の在宅勤務に関する事項については、この規則に定めるもののほか、国立大学法人京都大学教職員の在宅勤務に関する規程(令和3年達示第61号)による。</p>
<p>国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則 (平成17年達示第38号)</p>	

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>第5章 勤務時間、休日、休暇等 第38条～第46条 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>第5章 勤務時間、休日、休暇等 第38条～第46条 (同 左)</p> <p>第5章の2 在宅勤務 (在宅勤務)</p> <p>第46条の2 時間雇用教職員が在宅勤務(在宅勤務の実施事由に該当するものに限る。)を希望した場合において、業務その他の都合上支障がないと認めるとき又は甚大な自然災害若しくは重篤な感染症その他の重大な事件若しくは事故の発生により、時間雇用教職員が大学に通勤することが困難な状況にある場合で、時間雇用教職員の生命の危険回避及び大学の機能維持のため、特に必要であると認めるときは、時間雇用教職員に在宅勤務を命じることがある。</p> <p>2 時間雇用教職員の在宅勤務に関する事項については、この規則に定めるもののほか、<u>国立大学法人京都大学教職員の在宅勤務に関する規程(令和3年達示第61号)</u>による。</p>
<p>国立大学法人京都大学教職員給与規程 (平成16年達示第80号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第18条 通勤手当は、次に掲げる教職員に支給する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする教職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる教職員を除く。)</p> <p>(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする教職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる教職員 次に掲げる教職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第18条</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3) (同 左)</p> <p>2</p> <p>(1)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる教職員 次に掲げる教職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(支給単位期間当たりの通勤</p>

改正前	改正後
<p>ア～ス (略)</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる教職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額</p> <p>3～8 (略) (後 略)</p>	<p><u>所要回数が10回に満たない教職員にあっては、その額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額)</u></p> <p>ア～ス (同 左)</p> <p>(3) (同 左)</p> <p>3～8 (同 左)</p> <p>附 則 この規則は、令和4年4月1日から施行する。</p>